

# 事故発生時における緊急連絡

タクシー事業者用

## 速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告

1. 1名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者を生じた事故
4. 乗客に重傷者が発生した事故
5. 車両が転覆、転落又は火災を生じた事故
6. 鉄道車両と接触・衝突した事故
7. 酒気帯び事故
8. 自然災害に起因する事故
9. 社会的に影響の大きい事故
10. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

乗客に被害が生じた場合は特に速やかに報告

宮城運輸支局 検査整備保安部門 保安担当

【平日(8:30~17:15)】

電話: 022-235-2517

FAX: 022-235-9789

【閉庁日・時間外】

携帯電話: 090-7078-3653

携帯メール: miyariku2513@docomo.ne.jp

※上記携帯電話がつかない場合には東北運輸局の携帯電話(090-7065-7852)までお願いします。

## 報告事項

第一報は把握している範囲の報告でOK

- ① 事故発生日時、場所 (いつ、どこで、国道or県道or市道)
- ② 事故概要 (何が、どうした)
- ③ 死者・重傷者・軽傷者それぞれの人数 (被害状況)
- ④ 道路、信号、路面等の状況 (交通環境等)
- ⑤ 事業者名、営業所名、報告者名、連絡先、車両の登録番号
- ⑦ その他(運転者・被害者の年齢等)

重大事故発生時は、すぐに電話で第一報

# 自動車事故報告書の提出

タクシー事業者用

## 報告対象事故

下記の事故が発生した場合には発生から30日以内に報告

1. 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。）と衝突し、若しくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に11日以上医師の治療を要する傷害が生じたもの
6. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
7. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
8. 救護義務違反があったもの
9. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
10. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
11. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両（軌道車両を含む。）の運転を休止させたもの
12. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
13. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

発生から30日以内に運輸支局へ報告

**提出対象か否か不明の場合は電話で問合せ**

**宮城 運輸支局 検査整備保安部門 保安担当**

【平日（8:30～17:15）】

**電話：022-235-2517**

**FAX：022-235-9789**

【閉庁日・時間外】

**携帯電話：090-7078-3653**

# 事件等発生時における緊急連絡

タクシー事業者用

## 速報対象となる事件及び事件の予告

(予告は電話、手紙、電子メール等によるものも含む)

### 特定重大事件(未遂を含む)

1. 施設等への立てこもり
2. 爆弾等の爆発
3. 核物質、薬剤等の散布
4. その他社会的に影響の大きい事件

### 重大事件(未遂含む)

1. 乗客、乗員に死者が出た事件
2. 乗員による暴行事件
3. タクシー強盗で乗員が死傷した事件
4. その他社会的に影響の大きい事件

## 運輸支局 検査整備保安部門 保安担当

【平日(8:30~17:15)】

電話: 022-235-2517

FAX: 022-235-9789

【閉庁日・時間外】

携帯電話: 090-7078-3653

携帯メール: miyariku2513@docomo.ne.jp

※上記携帯電話がつかない場合には東北運輸局の携帯電話(090-7065-7852)までお願いします。

## 報告事項

第1報は把握している範囲を電話で報告願います

- ①事業者名
  - ②緊急連絡担当者及び連絡先
  - ③発生(予告)日時・場所
  - ④事件概要(受信概要)
  - ⑤被害概要
  - ⑥警察の対応状況等(警察への対応状況)
  - ⑦(今後の対応)
- ※()は事件の予告の場合

# 事故発生時における緊急連絡

トラック事業者用

## 速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告

1. 2名以上の死者を生じた事故
2. 5名以上の重傷者を生じた事故
3. 10名以上の負傷者を生じた事故
4. 事故により危険物(毒物・劇物含む)を飛散又は漏洩させたもの
5. 酒気帯び事故
6. 自然災害に起因する事故
7. 国際海上コンテナトレーラの転覆又はコンテナを転落させた事故
8. 社会的に影響の大きい事故
9. 運転者の脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因すると思われる事故

## 速やかに第1報

宮城運輸支局 検査整備保安部門 保安担当

【平日(8:30~17:15)】

電話: 022-235-2517

FAX: 022-235-9789

【閉庁日・時間外】

携帯電話: 090-7078-3653

携帯メール: miyariku2513@docomo.ne.jp

※上記携帯電話がつかない場合には東北運輸局の携帯電話(090-7065-7852)までお願いします。

## 報告事項

第一報は把握している範囲の報告でOK

- ① 事故発生日時、場所 (いつ、どこで、国道or県道or市道)
- ② 事故概要 (何が、どうした)
- ③ 死者・重傷者・軽傷者それぞれの人数 (被害状況)
- ④ 道路、信号、路面等の状況 (交通環境等)
- ⑤ 事業者名、営業所名、報告者名、連絡先、車両の登録番号
- ⑦ その他(運転者・被害者の年齢等)

重大事故発生時は、すぐに電話で第一報

# 自動車事故報告書の提出

トラック事業者用

## 報告対象事故

下記の事故が発生した場合には発生から30日以内に報告  
事故報告対象

1. 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車の積載された危険物等の全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
6. 自動車の積載されたコンテナが落下したもの
7. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
8. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
9. 救護義務違反があったもの
10. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
11. 車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)
12. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両(軌道車両を含む。)の運転を休止させたもの
13. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
14. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの

発生から30日以内に運輸支局へ報告

**提出対象か否か不明の場合は電話で問合せ**

**宮城 運輸支局 検査整備保安部門 保安担当**

**【平日(8:30~17:15)】**

**電話: 022-235-2517**

**FAX: 022-235-9789**

**【閉庁日・時間外】**

**携帯電話: 090-7078-3653**

# 事件等発生時における緊急連絡

## トラック事業者用

**速報対象となる事件及び事件の予告**  
(予告は電話、手紙、電子メール等によるものも含む)

### 特定重大事件(未遂を含む)

1. 施設等への立てこもり
2. 爆弾等の爆発
3. 核物質、薬剤等の散布
4. その他社会的に影響の大きい事件

### 宮城 運輸支局 検査整備保安部門 保安担当

【平日（８：３０～１７：１５）】

電話：０２２－２３５－２５１７ FAX：０２２－２３５－９７８９

【閉庁日・時間外】

携帯電話：０９０－７０７８－３６５３

携帯メール：miyariku2513@docomo.ne.jp

※上記携帯電話がつかない場合には東北運輸局の携帯電話  
(０９０－７０６５－７８５２) までお願いします。

### 報告事項

第１報は把握している範囲を**電話**で報告

- ①事業者名
- ②緊急連絡担当者及び連絡先
- ③発生(予告)日時・場所
- ④事件概要(受信概要)
- ⑤被害概要
- ⑥警察の対応状況等(警察への対応状況)
- ⑦(今後の対応)

※()は事件の予告の場合